

事務連絡
令和6年12月2日

建設関係団体 各位

国土交通省
大臣官房参事官(建設人材・資材)

厚生労働省認定職業能力検定「団体等検定制度」の周知について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)において、建設・土木業をはじめとする多様な職種において、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度の整備を官が支援していくという、官民連携の促進が求められています(別紙1)。

このスキルの評価制度の一つとして、厚生労働省において、「団体等検定制度」を令和6年3月に創設したところであり、今般、当省あて周知について依頼があったところです。

つきましては、貴団体あて周知するとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する本制度の周知等について、御協力、御配慮をお願いいたします。

1. 団体等検定制度の概要については、リーフレット(資料1)を御参照ください。また、厚生労働省のウェブサイトには資料等を掲載しております。年内には、本制度に関する動画も配信する予定としておりますので、そちらも併せて御参照ください。
2. 今後、労働者を対象とした職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している企業・団体の皆さまを対象に、「団体等検定制度についての出張相談会」(資料2)をオンライン(Teams)併用で開催します。
直近では、12月17日に大阪で開催いたします。詳細については、下記の団体等検定制度に係るウェブサイトにてお知らせいたしますので、傘下の会員企業の皆さまへの周知等をよろしく御願いたします。
3. 貴団体が開催する会合等において、オンラインにて、厚生労働省担当官が本制度の説明をさせていただくことも可能です。御要望がございましたら問合せ先まで御連絡ください。

4. その他の情報につきましては、随時以下のウェブサイト公開いたします。
団体等検定制度に係るウェブサイト：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzai_kaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html



5. 団体等検定は、建設キャリアアップシステムの能力評価制度における保有資格や登録基幹技能者制度の講習受講における資格要件として、活用することが出来ます。

※添付資料

資料1：職業能力検定に係るリーフレット

資料2：第3回「団体等検定制度についての出張相談会」の開催について

<本件に係る問合せ先>

厚生労働省 人材開発統括官参事官室（能力評価担当）

北村（きたむら）、窪谷（くぼのや） 電話：03-5253-1111（内線 5976、5945）

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

①現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理や検査を含む)、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。

具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格(技能検定等)ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋より、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

○経済財政運営と改革の基本方針 2024 (抜粋) (令和 5 年 6 月 21 日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(2) 三位一体の労働市場改革

2024 年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024 年中に検討を行うとともに、幅広い業種(建設、物流、観光等)において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。

企業・団体における人材開発に関心のある皆さまへ

厚生労働省認定 職業能力検定について

NEW

新たに「団体等検定制」を創設しました!



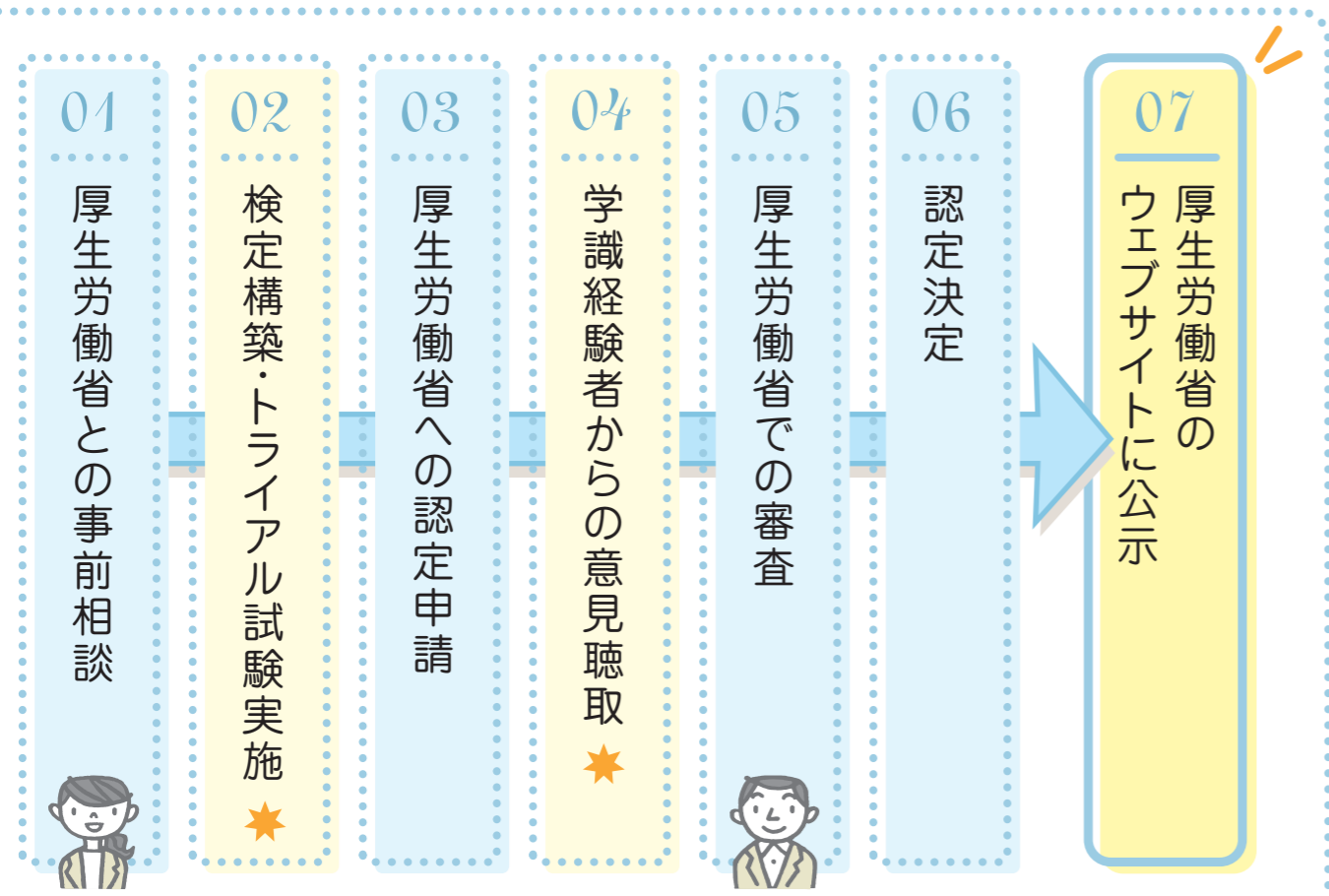
従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。一方、団体等検定制は、雇用する労働者以外の方(求職者、学生、フリーランス等)も受検対象者となるものです。当制度を人材開発のためにご活用ください。

職業能力評価制度の概要

NEW

	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概要	厚生労働大臣が、労働者の技能を検定し、これを公証する制度(技能士)	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)
実施機関	都道府県又は民間団体	民間団体・個別企業	民間団体・個別企業
対象技能	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種(概ね年間1000人以上)	地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象	個別企業、団体において先進的・特有の技能
対象者	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者のみが対象 (団体が実施する場合には会員企業の労働者)
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験+実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級 		

認定を受けるまでの手続きについて



★ 社内検定の認定を受けている場合、上記手続きの一部を省略できる場合があります。
(例) 試験内容等は変更せず、受検対象者のみを拡大する場合

令和7年4月1日指定分から、団体等検定の合格を目標とする講座のうち、指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付制度の指定対象講座(※)として認められます。
(※)受講者が教育訓練給付制度の受給要件を満たす場合は、厚生労働大臣の指定を受けた講座受講し、修了した際に受講費用の一部が支給されます。

職業能力検定(団体等検定制・社内検定認定制度)に関するお問い合わせ

- 新たに団体等検定・社内検定の認定を目指す企業・業界団体等の方
- 団体等検定・社内検定の認定要件を確認したい方
- 具体的な団体等検定・社内検定の手続きの流れを確認したい方 など、団体等検定・社内検定の構築支援等を希望する際のお問い合わせ先

● 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)
 電話：03-3353-4641 / E-mail：post@kanka.or.jp
 受付時間：9:00～17:00(12:00～13:00、土・日・祝日は除く)



団体等検定制について
詳細はこちらから

● 職業能力検定(団体等検定・社内検定)制度全般のお問い合わせ先
 厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室
 電話：03-5253-1111(内線 5945, 5976) /
 E-mail：shanaikentei@mhlw.go.jp

01 技能の見える化・標準化



導入企業・団体の声

自己流で行っていた技能を標準化でき、どの店舗でも同じできればの商品を提供できるようになった。

●小売業



技能の標準化によりベテランの暗黙知であった技能が基準として明文化された。

●金属加工機械製造業

02 従業員のモチベーションアップ



全体の中での業務の位置づけが分かり、キャリア構築の一つの目安になる。

●繊維製品製造業

受検や講習会などを通じて継続的な勉強の場ができ、従業員のモチベーションが向上した。

●ビルメンテナンス業

03 知識や技能・技術の向上



受検を通して得た技能や知識から基本を再認識でき、商談の進め方に幅が出てきた。

●自動車卸売業

関係者全員が連携して、スキル向上の体制づくりを強化したことで技術習得効果が高まった。

●小売業

04 若手従業員の定着・新入社員の採用



各職場の熟練者が真剣に練習に打ち込む姿を毎日見るうちに、キャリアプランの重要な取り組みに位置付ける従業員が出てきた。

●輸送用機械器具製造業

目指すべき姿が明確となり、目標を持って働けるきっかけとなっている。

●建設業



05 技能評価への権威づけ



厚生労働省から認定されたことにより、安易な修正はできなくなり、権威のある持続的な制度として運用できる。

●輸送用機械器具製造業

検定合格者のみがチャレンジできる研修や専門コースも設けており、新たな学びの機会を得るために目標の一つとなっている。

●小売業

06 有資格者の実績への寄与



導入企業・団体の声

有資格者は総じて売上、接客数、お客様1人当たりの販売個数など高い傾向も見られる。

●小売業

販売促進においても資格保有者は顕著な実績を示しており、受検で得た知識や技能が評価され、安心して商品を買っていただけることにつながっている。

●小売業

07 顧客の評価



顧客との信頼関係を築ききっかけになり、売上にも貢献している。

●農業用機械製造業



認定を受けたことを顧客にPRすることにより、食品安全に取り組んでいる企業や病院から一定の評価を受けるようになってきた。

●ビルメンテナンス業

08 業界内での地位向上・差異化



品質の信頼性をアピールする材料にもなっている。

●輸送用機械器具製造業

独自の資格が乱立している業界の中で、厚生労働省認定という大きな差別化を図ることができ、メリットを感じている。

●生活関連サービス業

09 地域産業振興に貢献



組合に属する企業間の連携醸成にもつながっており、地域活性化のために取り組むという意識が徹底されている。

●繊維製品製造業

人材育成と産業振興が相まって、商品の付加価値が高まっており地域振興に寄与するブランディングに成功することができた。

●金属加工機械製造業

10 広報効果・企業ブランドの向上



1級取得者はワッペンをつけたり、認定証を飾ったりして積極的にPRしている。

●自動車製造業



バッジや名刺により技術のある従業員が接していることが伝わり、顧客の安心感、信頼感の向上につながっている。

●小売業

第3回「団体等検定制度についての出張相談会」の開催について ～検定の立ち上げ等についてのご相談も受け付けます～

厚生労働省は、12月17日（火）、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している企業・団体の皆さまを対象に、「団体等検定制度についての出張相談会」を大阪で開催します。（オンライン（Teams）併用）

この相談会では、今年3月に創設した「団体等検定制度」に関する説明を行うとともに、検定制度の立ち上げ方、試験基準の策定手順など、具体的な検定制度の創設支援等についての相談も受け付けます。

団体等検定制度は、民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができるほか、専用ロゴマークを使用することができます。



【表記例：検定合格者の名刺】



（※）本相談会は、厚生労働省より委託を受け、「公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会」が開催するものです。

第3回「団体等検定制度についての出張相談会」開催概要

日 時	12月17日（火） 14時00分～16時00分
会 場	梅田スカイビル A-1・A-2 会議室（大阪府大阪市北区大淀中1-1-88） ※オンライン（Teams）でのライブ配信あり
参 加 費	無料
申 込 方 法	本紙2枚目の参加申込書で12月11日（水）までにご登録ください。
内 容	第1部 団体等検定の制度説明、制度構築・認定移行手続き等（60分程度） 第2部 個別相談（60分程度）（※）
	（※）団体等検定創設支援コンサルタントによる相談となります。 申込者多数により当日のご相談対応ができない場合は、対応日を別途設定します。
	（※）今年度中に、東京でも相談会を実施予定です。第3回へのご参加が難しい場合は、次回の相談会へのご参加をご検討ください。次回日程は決まり次第、告知します。

第3回 団体等検定制度についての出張相談会 参加申込書

資料2

12月11日(水)までにお申込みをお願いいたします

第1部 説明会	参加形式をいずれかお選びください <input type="checkbox"/> ご来場 <input type="checkbox"/> オンライン (Teams※) ※ 傍聴のみとなります		
第2部 個別相談会	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
個別相談会をオンラインでご希望の方は、下表に第3希望までご記入ください。 調整させていただいた上、オンライン会議のURL等と共にご案内申し上げます。			
	11:00	14:00	15:30
12/23 (月)			
12/24 (火)			
12/25 (水)			
12/26 (木)			
< 連絡先 > すべての項目にご記入ください			
法人名			
所在地	〒		
参加者 代表氏名		参加人数	
ご所属・ 役職名			
TEL		メールアドレス	

- ご記入いただきました個人情報は、本事業のみに使用させていただきます。
- オンライン会議のURL等は、別途、お申込みのメールアドレスへお知らせいたします。
- オンラインによるご参加の場合は、メールまたは申込みフォームにてお願いいたします。

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会協会 (厚生労働省委託事業受託者)

お申込み先

Mail : post@kanka.or.jp

Fax : 03-3353-4326

申込みフォームURL: <https://forms.gle/6FF34diZjqvEJpfX6>



お問い合わせ

Mail: post@kanka.or.jp

TEL: 03-3353-4641 平日9:00~17:00 (12:00~13:00は除く)